

沼津市立病院スマートフォン導入及びFMCサービス環境構築業務委託

契約候補者選定に係るプロポーザル 公募仕様書

1 目的

沼津市立病院（以下、「当院」という。）において、スマートフォンの導入及び既存の構内電話交換機（以下、「PBX」という。）を介し、スマートフォン、固定電話及びPHS間との内線通話を可能にする固定通信と移動体通信の融合サービス（以下、「FMC」という。）を導入することで、スマートフォンの機能の活用により職員間コミュニケーションの質の向上、意思決定の迅速化及び業務効率化を図ることを目的とする。

2 調達サービスの概要

- （１）FMCサービスの提供、及び導入に関わる機器、構築等
- （２）スマートフォンの導入（調達）、及び携帯電話事業者の回線の提供
- （３）スマートフォンの初期設定及び導入後のモバイルデバイス管理
- （４）動作試験
- （５）運用サポート
- （６）操作説明会

3 契約期間

契約締結日から令和８年２月２８日まで

※詳細な導入日程については決定した事業者と別途協議する。

4 納入場所

沼津市立病院内 沼津市東椎路字春ノ木５５０番地

5 前提条件

本件の前提条件は、以下のとおりとする。

- （１）FMCの導入にあたって、既存のPBXを利用して内線網を構築する。
- （２）FMCについては携帯電話事業者のインフラを利用する方式（キャリアFMC）とし、インターネット回線を介して利用する方式（アプリFMC）は不可とする。
- （３）構築するサービスの月々の利用料は、月額費用として請求する。
- （４）構築するサービス環境は、利用開始から３年以上のサービス提供をできることとする。
- （５）既存の電話環境を踏まえ、当院と協議のうえ、適切に設計及び設定内容を決定する。

6 調達サービスの詳細

以下に調達サービスの要件を示すが、数量については目安とし、事業者の提案内容により増減することは妨げない。

1 FMC サービス	
(1) FMC 環境構築	
	・スマートフォン（FMC 利用端末）による内線電話網の構築作業を行い、携帯通信回線網提供エリア内において、内線通話を可能とすること。 ・FMC 環境の構築はプライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステムの認証を受けた者が行うこと。 ・既存 P B X との接続に係る回線及びゲートウェイ等のネットワーク機器調達、設定を行うこと。 ・既存 P B X を通して、スマートフォンと既存の固定電話及び P H S 間の内線通話を可能とすること。 ・スマートフォンと既存 P B X 経由の同時通話数は23チャンネル以上とすること。 ・既存 P B X と接続するため、必要となる通信機器を設置すること。なお、当院の P B X は「NEC製 SV-9500」とする。 ・P B X 側工事は本委託の対象外とし、本仕様を全て満たすような設計、工事、試験及び費用について、当院が指定する P B X 工事業者との調整を行うこと。なお、P B X 側で費用が発生する場合は都度報告すること。 ・FMC サービスについて、院内の利用エリアは病院敷地内とする。 ・FMC サービスの提供開始までに電波状況調査を実施し、FMC サービス利用エリアにおいてFMC サービスが利用できない箇所については解消すること。また、必要に応じて事前に電波状況調査を行う場合は、業務担当職員に許可を得ること。 ・運用開始後に不具合等が判明した際、随時、調査・改善（アンテナ増設等）を図ること。
(2) FMC 機能要件	
① 発着信機能	
	・既存 P B X との連携を前提とし、内線番号で次の端末間の呼出、通話が可能であること。 固定内線電話及び P H S ⇔ FMC サービス対応の端末 FMC サービス対応の端末 ⇔ FMC サービス対応の端末 ・内線通話を着信したスマートフォンに内線番号を通知し、着信履歴から折返し呼出できること。 ・スマートフォンの電話帳機能から内線発信できること。 ・P B X の代表番号（O A B J 番号）からの発信を可能とすること。

	②転送機能
	・内線通話及び代表番号（O A B J 番号）宛の外線通話を、固定電話・スマートフォン・P H S 間へ転送できること。
	・F M C サービス対応の端末への内線着信全てを予め登録した内線に転送できること。
	③管理機能
	・F M C サービス対応の端末の内線番号を設定、変更できること。
	④端末交換対応
	・F M C サービス対応の端末の故障時は、S I M カードの入替にて内線番号の移行ができること。（S I M カードの入替で同じ内線番号が別の同等端末に移行できること）
	⑤通話料金
	・F M C サービス対応の端末から、内線番号が設定されている携帯電話番号へ発信した際に、スマートフォン利用料の月額料金に定額として含まれていること。
	⑥通話機能
	・通話品質を保つため、V o I P ではなく V o L T E を必須とする。

2 スマートフォン	
(1) スマートフォン、付属品の提供、及び携帯電話事業者の回線一式	
	①スマートフォンの仕様（機種はすべて同一とする）
	・スマートフォン 100 台
	・OS は、iOS または Android とし、納入時点での最新とすること
	・R A M 1GB 以上
	・メモリ（R O M） 64GB 以上
	・防水機能 IPX5 以上
	・防塵機能 IP6X 以上
	・カメラ 800 万画素以上
	・バッテリー 2000mAh 以上
	・ライト内蔵
	・Bluetooth
	・各種電波利用機器の電波が植込み型医療機器等へ及ぼす影響を防止するための指針（平成 30 年）に基づき、スマートフォンからの電波が医療機器へ干渉しない機器

- ・付属品 100個 : 医療用ネックストラップ、ケース、液晶保護フィルム、充電器一式

(2) スマートフォン機能要件

① ブラウザ機能

- ・アクセス先となるウェブサービス毎にアイコン表示する機能を備えていること。
- ・複数のウェブサイトを同時に開きタブ表示できること。
- ・ウェブサイトアクセス時のキャッシュやクッキーが利用端末に保存されない機能を備えていること。
- ・ブックマーク機能を有すること。
- ・ウェブサイト上の Office ファイルや PDF ファイルが閲覧できること。(Office アプリケーションの利用を含む)

② 電話帳機能

- ・各ユーザーのみが参照する個人電話帳が利用できること。

(3) クラウド電話帳サービスの提供

- ・FMC サービス対応のクラウド電話帳を利用して内線発信ができること。
- ・スマートフォンごとの電話帳について、クラウド上での一元管理を可能とすること。
- ・クラウド電話帳の情報を変更した際、スマートフォンのアプリケーションに自動的に反映できること。
- ・クラウド電話帳と同期することで、着信や発信時に履歴や名前の表示をすること。

(4) スマートフォン回線の仕様

- ・電波は、5G、4G、Wi-Fi によるデータ通信とする。
- ・月額使用通信容量 5GB 以上 (1 台当たり) とする。
- ・eSIM は原則、不可とする。
- ・インターネット回線はキャリア網とすること。

(5) スマートフォン回線の提供

- (4) のほか、次の条件を満たし、かつ経済的な料金プランを提案すること。
- ・スマートフォン回線は、電気通信事業法第9条に規定される総務大臣の登録を受け移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、移動通信サービスにかかわる無線局を自ら開設し、運営している移動体通信事業者より提供すること。仮想移動体通信事業者を含めた提供は不可とすること。
- ・内線通話は無料、スマートフォンの電話番号を使った外線通話は無料又は定額とすること。

- ・年又は月単位で料金プランの見直しができること。

(6) スマートフォンの調達作業

- ・スマートフォンの調達に係る調整を行う。なお、納入スケジュールはあらかじめ当院と協議のうえ決定し、初回キitting作業に係る費用は、初期費用として請求すること。

(7) スマートフォンの初期設定及び導入後のモバイルデバイス管理

①初期設定

- ・スマートフォンの納入の際、キittingとして初期設定、管理番号等の設定、及び以下のサービスを利用可能とすること。

②キitting

- ・スマートフォンの標準設定、液晶保護フィルムの貼付、画面ロックパスワードの設定等
- ・モバイルデバイス管理（以下、「MDM」という。）とスマートフォンの紐付及びMDM初期設定
- ・指定アプリケーションのインストール作業
- ・スマートフォン管理上必要なラベルの貼付
- ・クラウド電話帳サービスについて、ユーザー設定、及びアプリケーションをスマートフォンにインストールした状態とすること。

③MDM環境の構築

- ・MDM環境の構築、及びアプリケーションのインストールをすること。
- ・MDMによりスマートフォンの一元管理を可能とすること。
- ・スマートフォンの情報の取得を可能とすること。
(OS、シリアル番号、アプリケーション一覧、バッテリー容量、空き容量等)
- ・スマートフォンの機能について、制限の設定を可能とすること。
(利用アプリケーション制限、通信制限、パスコード、カメラ、初期化、スクリーンキャプチャ制限等)
- ・プリセットアプリケーションは、非表示にて対応できること。
- ・プロファイルを複数作成できること。
- ・アプリケーションの配信、削除機能を有すること。
- ・スマートフォン紛失や盗難時における遠隔ロック機能(ロック、解除等)、データ削除、位置情報を取得する機能を有すること。
- ・スマートフォン操作による端末初期化の制限ができること。

	・ 予め管理サイトで設定された内容に則ったウェブアクセス制限を適用できるサービスを有すること。（オプション含む）
	・ ブラウザショートカット等でホームページURLを配置できること。
	・ 発信先制限の機能を有すること。
	・ 画面共有サポートを無償提供できること。
	・ 画面ロックパスワードの強制ができること。
	・ アカウントの取得、紐づけの制限ができること。
	・ 指定アプリケーションを利用者の操作なしにMDMから配布可能であること。
	・ 日本語のマニュアル・説明書(電子データ、オンラインマニュアル可)があること。
(8) 故障紛失	
	・ スマートフォン故障時、無償で修理すること。ただし、当院の使用者の故意又は明らかな過失が原因であるときはこの限りではない。

7 動作試験

①動作試験の範囲

受注者は、本件についての調達サービスを保証するため、必要な動作確認を行うこと。

②動作試験実施計画書の作成

受注者は、試験の実施方法等について、動作試験計画書を作成すること。なお、動作試験計画については運用時に想定される全てのケースについて作成すること。

③動作試験の方法

動作試験計画書に基づき、ネットワーク接続試験を含め、すべて合格すること。なお、試験結果は、動作試験結果報告書として取りまとめ、当院へ提出すること。

8 運用サポート

当院職員からの申し出を受け付ける窓口体制として、ヘルプデスクを開設のうえで以下の運用サポートを行うこと。電子メールのほか電話での問い合わせにも対応すること。

- ・ ヘルプデスクサービス
- ・ 紛失サポート（ロック/解除、位置情報、紛失対応等）
- ・ 故障対応…故障診断（受付）再キッティング作業
- ・ 修理取次
- ・ アプリケーション配信
- ・ 管理画面操作

- ・組織ユーザー変更
- ・年次更新
- ・内線電話（新規は随時）
- ・クラウド電話帳（新規は随時）
- ・契約回線ごとに毎月の利用した通信量をP Cで確認できること。

9 操作説明会

- ・管理者や職員を対象とした操作説明会を実施すること。
- ・説明会の内容、方法、スケジュール等は、事前に当院と協議のうえ進めること。

①内容

- ・管理者向け：端末管理方法等
- ・職員向け：端末、内線電話の操作説明等

②開催回数

管理者向け、職員向けともに1回以上

③開催方法

- ・原則、対面形式の説明会を想定する。
- ・詳細は受託者決定後に当院と協議のうえ決定すること。

10 支払い条件、回線契約

（1）調達・環境構築（本業務）に係るもの（初期費用）

業務履行完了後に一括支払いとする。

（2）回線使用、FMCサービス提供に係るもの（月額費用）

①利用実績に基づき月額支払いとする。

②月々の請求は一括とする。

（3）上記（2）に係る内容は、本業務の構築内容に基づき別途随意契約により締結する。

11 成果品等の納品

- ①スマートフォン及び付属品の納品
- ②FMC構築業務完了報告書
- ③マニュアル等一式
- ④操作説明会データ（DVD等）

1 2 災害対策

- ・ 車載型、可搬型移動無線局、衛星通信により院外との通信確保できる仕組を有すること。
- ・ 契約する携帯電話回線のうち 30 回線以上に災害時優先電話を付与すること。

1 3 その他

- (1) 契約候補者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、契約候補者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は疑義等が生じた場合は、必要に応じて当院及び契約候補者が協議の上、誠意をもって対応する。